

女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性社員の活躍を推進するとともに、社員全体が家庭と仕事の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 男女問わず育休取得率：100%

【取組内容】

- ・ 対象者への個別の意向確認
- ・ 管理職含む全社員向け制度周知、マタハラ防止の情報発信強化等

目標2 働き方改革を促進する各種施策の導入と定着に向けた取組

【取組内容】

- ・ 時差出勤制の導入
- ・ 時間単位休暇の導入
- ・ 時短制度（5種）の導入
- ・ テレワークの運用拡大

目標3 新卒・中途採用における女性の働きやすさの対外訴求力強化

【取組内容】

- ・ ホームページの情報見直し等による、女性の働きやすさを支える各種制度の情報発信の強化
- ・ ホームページで女性社員の一日のスケジュール例の紹介等

以 上